

第2版

和牛新時代 地域かがやく和牛力

**第12回全国和牛能力共進会
関連規則・資料集**

令和2年8月

公益社団法人全国和牛登録協会

目 次

1. 共進会の概要	1
2. 共進会規則	7
3. 出品条件の詳細	13
4. おもな出品条件	21
5. 共進会審査基準	22
6. 出品牛造成スケジュール	27
7. 最終比較審査会場出品割当頭数	28

1. 共進会の概要

第12回全国和牛能力共進会の概要

開催テーマ：「和牛新時代 地域かがやく和牛力」

主催	公益社団法人 全国和牛登録協会
運営団体	第12回全国和牛能力共進会鹿児島県実行委員会
参加	全国41道府県
会期	令和3年 6月____日()～ 令和4年10月10日(祝・月)
最終比較審査	
会期	令和4年10月 6日(木)～ 令和4年10月10日(祝・月)
会場	種牛の部 鹿児島県霧島市牧園町 肉牛の部 鹿児島県南九州市知覧町(株)JA食肉かごしま南薩工場
出品頭数	種牛265頭、肉牛169頭、特別区25頭、合計459頭

【開催のねらい】

「能力共進会」の名称のもと、和牛の能力と斉一性の向上を目指す本共進会も、今回で12回目を迎え、令和に入って最初の共進会となります。本共進会の特徴は、日常の登録事業を通じて、それぞれの時代の要求に応じた形で和牛改良を進めていくため、改良上の狙いを出品区の設定に盛り込み、本共進会に取り組むことによって、将来につながる優秀な素材を生産及び発掘し、これを出品展示することによって、その成果を確認し、全共後に引き継いでいくことにあります。

そのため、本共進会では、開催のねらいに基づくテーマを掲げ、その実現に努めてきました。これまでの共進会では、

- 第1回(昭和41年・岡山県) 「和牛は肉用牛たりうるか」
- 第2回(昭和45年・鹿児島県) 「日本独特の肉用種を完成させよう」
- 第3回(昭和52年・宮崎県) 「和牛を農家経営に定着させよう」
- 第4回(昭和57年・福島県) 「和牛改良組合を発展させよう」
- 第5回(昭和62年・島根県) 「着実に伸ばそう和牛の子とり規模」
- 第6回(平成4年・大分県) 「めざそう国際競争に打ち勝つ和牛生産」
- 第7回(平成9年・岩手県) 「育種価とファイトで伸ばす和牛生産」
- 第8回(平成14年・岐阜県) 「若い力と育種価で早めよう和牛改良、伸ばそう生産」
- 第9回(平成19年・鳥取県) 「和牛再発見！ー地域で築こう和牛の未来ー」
- 第10回(平成24年・長崎県) 「和牛維新！ 地域で伸ばそう生産力 築こう豊かな食文化」
- 第11回(平成29年・宮城県) 「高めよう生産力 伝えよう和牛力 明日へつなぐ和牛生産」

というテーマが設定され、それぞれ所期の成果を収めてきました。

前回大会では、第10回大会で掲げた「和牛維新」の達成を目指し、全国の繁殖雌牛の平均分娩間隔400日以内を目標に、育種価を活用した分娩間隔の短縮や種牛能力の高い雌牛の地域内保留による生産基盤の強化に取り組みました。同時に、遺伝的多様性の維持・拡大のため、地域の特色ある牛づくりの取り組みを強化するとともに、「風土の産物」とも呼ばれる和牛の魅力の発信に努めました。そのひとつとして、和牛肉の「美味しさ」を新たな角度から見つめ直す取り組みも行いました。育種価評価事業により、和牛の産肉能力とくに脂肪交雑については飛躍的に向上してきたことも踏まえ、新たな改良目標として、美味しさに関係する「脂肪の質」に着目し、客観的評価手法の確立と普及に取り組み、遺伝的能力評価に向けた体制づくりにも着手しています。今回は、これらの成果をより確実なものとしていくこととし、開催テーマを「和牛新時代 地域かがやく和牛力」として取り組みます。

まず、種牛能力については、繁殖牛として求められる基本的な能力であり、効率的な和牛生産を目指すうえで欠かすことのできないものです。とりわけ繁殖能力の向上については、引き続き、全国の繁殖雌牛集団における平均分娩間隔を400日以内にすることを目指し、分娩間隔の育種価をはじめとする繁殖能力に係る情報の生産現場での活用を推進します。また、種牛審査標準に基づく優良雌牛の選抜、保留を通じ、生産基盤の強化に取り組むとともに、種牛性の向上、すなわち、強健で、飼いやすく、連産性と哺育能力に優れ、飼料の利用性のよい雌牛集団の造成を目指します。

また、それぞれの地域の飼育環境に適応し、地域で代々保留されてきた特色ある遺伝資源を発掘し、活用していくことは、種牛能力の改良はもちろん、遺伝的多様性の維持・拡大にもつながり、将来の和牛生産と改良を担保するための重要な取り組みとなります。そこで、これまで各地で進められてきた系統再構築や地域の特色ある牛づくりをさらに充実させていくとともに、新たな系統や育種素材の発掘も行い、それぞれの地域に固有の遺伝資源の確保と活用を進めていきます。このような取り組みにより、全国で多様な遺伝資源を確保するとともに、系統の特色を遺伝的に固定し、魅力ある集団の構築につなげていきます。

歩留に代表される肉量と、脂肪交雑に代表される肉質については、遺伝的能力と肥育技術の向上により、高いレベルに到達しました。今後は、生産、流通、消費の動向を見据えて、効率的な牛肉生産に加え、食味性の向上に重点を置いた遺伝的改良と飼養管理技術の研鑽が求められています。和牛独特の風味があり、口溶けが良く、食味性の向上が期待される「脂肪の質」の改良体制の構築も促していきます。また、牛肉の一般成分としての水分、脂肪、タンパク質のバランスも和牛肉の美味しさに関連していることから、和牛肉の新しい価値観の創造につながるような、適度な脂肪含量で、交雑脂肪の形状も考慮した評価を追究します。

また、前回大会は復興特別出品区「高校の部」を付帯行事として開催しましたが、出品に向けて取り組む中で、地域内での技術支援や交流も深まり、担い手育成の環境整備にも一翼を担ったことから、今回は、新たに「高校及び農業大学校」の部を設定します。

これらの狙いの実現にあたっては、育種組合・改良組合をはじめとする改良組織活動が何よりの推進力となります。組織活動を活性化させると同時に、歴史や伝統、技術を伝承しながら未来を託す担い手を育み、また、地域を牽引する技術員も養成しつつ、地域全体での取り組みを推進します。

和牛は歴史と風土に培われた我が国固有の財産であり、日本の食文化を代表する食材として、国内外から高く評価されています。こうした評価を確かなものにするには、現状に留まることなく、常に成長と発展が求められます。本共進会を通じて、生産、流通、消費が相互に理解を深めつつ、ともに和牛の魅力の向上を考える契機となるよう臨みます。

食料、資源をめぐる動きが世界的規模となり、さらに厳しさを増すなか、和牛が我が国の食と農を支える基幹産業として、将来に亘る成長を実現するために、繁殖、肥育両面から生産効率を向上させ、更なる和牛の魅力の向上と発信を目指します。

【出品の区分について】

出品の区分

部 出品区	生後月齢※4	生年月日	備考
種牛の部			
第1区（若雄）	15～23ヵ月未満	令和2.11.7～令和3.7.6	
第2区（若雌の1）	14～17ヵ月未満	令和3.5.7～令和3.8.6	
第3区（若雌の2）	17～20ヵ月未満	令和3.2.7～令和3.5.6	
第4区（繁殖雌牛群）	3産以上		
第5区（高等登録群）	14ヵ月以上	令和3.8.6以前	
第6区（総合評価群）			※1
種牛群	17～24ヵ月未満	令和2.10.7～令和3.5.6	
肉牛群	24ヵ月未満	令和2.10.7以降	
肉牛の部			
第7区（脂肪の質評価群）	24ヵ月未満	令和2.10.7以降	※2
第8区（去勢肥育牛）	24ヵ月未満	令和2.10.7以降	※3
高校及び農業大学の部			
特別区（高校及び農業大学校）	14～20ヵ月未満	令和3.2.7～令和3.8.6	

※1 出品牛の父牛は、平成22年10月1日以降生まれのもの。

※2 出品牛の父牛は、平成17年10月1日以降生まれのもの。

※3 出品牛の父牛は、平成22年10月1日以降生まれのもの。

※4 月齢は鹿児島会場初日（令和4年10月6日）で起算する。

改良の中核的集団である和牛改良組合の活動を活性化させ、生産・改良基盤の強化を図るねらいから、種牛の部の出品者については、「和牛改良組合の会員」であることとしました。

また、能力共進会としてふさわしい大会にするため、種牛の部の全区の出品条件に繁殖能力と産肉能力の育種価条件を設定しました。また、総合評価群及び肉牛の部の全区において、新たな枝肉の価値観の醸成や定着を狙うことを目的とし、特に第7区では脂肪の質の育種価評価の実施を条件に加えるとともに、食味性の向上に寄与する種雄牛の発掘を促すような年齢制限としました。その他の区においても、改良速度の向上を図るには、世代間隔の短縮も重要であることから、引き続き父牛に年齢制限を設定した区を設けました。

遺伝的多様性の確保並びに地域の特色ある牛づくりについては、前回大会までの系統雌牛群の趣旨を継承し、またその取り組みの充実と発展を促すため、地域の特色ある系統から造成された種雄牛候補を出品する区や、地域で代々保留されてきた母系を活用した群出品区を設定しています。また、両親ともに自道府県産であるなど、地域の改良素材を活用する出品区も設けています。

また、和牛を飼育する高校・農業大学校からの出品を対象とした特別区「高校及び農業大学校」も設け、若い担い手の育成を目指します。

①若雄（1区）

和牛集団の遺伝的多様性の維持・拡大と、地域における特色ある系統の再構築と造成を目指し、将来にわたって系統の特色ある遺伝子を保留・固定していくための種雄牛候補の造成を目的とした区です。

出品牛を造成する系統は、地域における遺伝的多様性の維持・拡大を担うもので、地域の特色を備えていることとし、出品牛は系統内から造成された種雄牛候補とします。また、出品牛は産肉能力について、出品牛の母牛には繁殖能力について、一定以上の水準が求められます。

なお、この区の対象牛については、後代検定により早期に能力を確認します。

②若雌（2～3区）

改良組合活動の活性化による増頭意欲の向上とともに、全共参加者の拡大を促すことを狙いとした出品区です。

個人による個体出品で、出品者は、本会認定の「改良組合の会員」であることが条件です。

出品牛には産肉能力、その母牛には繁殖能力について、一定以上の水準が求められます。

なお、この区の対象牛を積極的に改良組合内に選抜・保留し、地域全体の生産基盤の安定と拡充につなげます。

③繁殖雌牛群（4区）

地域の特色ある雌牛集団づくりの実現と、育種組合及び改良組合活動による改良成果の確認と技術向上を目的とした出品区です。

本会認定の育種組合または改良組合による出品で、成雌牛3頭を1群として出品されます。

出品牛は、3代以上（本牛－母－母方祖母）にわたり自道府県内で生産されてきた、地域の特色を備えている雌牛です。出品牛は、産肉能力と繁殖能力について、一定以上の水準が求められます。

なお、この区の対象牛及びその後代について、積極的に育種組合及び改良組合内で選抜・保留し、地域の特色ある牛づくりと生産基盤の安定と拡充につなげます。

④高等登録群（5区）

母－娘－孫娘に亘る改良の成果の確認と、優良雌牛系統の地域への保留推進と拡大を狙いとした出品区です。

本会認定の改良組合による出品で、高等登録の母牛と娘牛及び孫娘牛の直系3代にわたる3頭を1群として出品されます。

この区では、改良の中核となる高等登録の意義を再確認し、地域の生産・改良基盤の強化のため、高等登録の促進につなげます。

⑤総合評価群（6区）

種牛能力と産肉能力を総合評価する出品区で、地域の改良の中核を担う種雄牛の産子を実証展示し、各地域の改良成果を確認することを狙いとした出品区です。

出品単位は本会認定の育種組合ならびに本会支所とし、道府県の改良方針に基づき計画的に造成された同一種雄牛の産子を種牛群（4頭）と肉牛群（3頭）合わせて1群として出品されます。

出品牛の父牛には年齢の制限が設けられ、種牛群の出品牛は繁殖能力と産肉能力について、肉牛群の出品牛は産肉能力について、それぞれ一定以上の水準が求められます。また、種牛群、肉牛群ともに、自道府県内で生産された両親からの産子が出品されます。

この区の対象種雄牛により生産された優良雌牛を積極的に保留することで、種牛能力と産肉能力をバランス良く備えた次世代の繁殖雌牛集団づくりにつなげます。

⑥脂肪の質評価群（7区）

脂肪の質の育種評価体制の構築により、脂肪の質の改良につなげることを目的とした出品区です。

個人またはグループによる出品で、同一種雄牛の産子の去勢肥育牛3頭を1群として出品されます。

出品牛の父牛は、道府県の改良方針に基づき、計画的に造成されたものとし、一価不飽和脂肪酸（MUF A）またはオレイン酸の育種価が算出されていることが求められます。また、父牛には年齢の制限が設けられ、産肉能力について一定以上の水準が求められます。

この区により脂肪の質の能力把握から、種雄牛造成の体制を構築し、脂肪の質をはじめとする「新たな枝肉の価値観」の醸成と定着につなげます。

⑦去勢肥育牛(8区)

効率的でかつ美味しい和牛肉生産を目指し、改良された和牛の能力と肥育技術により、和牛の魅力を最大限に引き出すことを目的とした出品区です。

個人による個体出品で、1つの道府県から2頭までの去勢肥育牛が単品として出品されます。

出品牛の父牛には年齢の制限が設けられ、産肉能力について一定以上の水準が求められます。

この区の取り組みを通じて、繁殖・肥育の連携を強め、最適な生産サイクルの追究につなげます。

⑧高校及び農業大学校(特別区)

農業教育とその学習活動を通じた和牛への理解醸成と担い手の育成を目的とした区です。

和牛を飼育する高校及び農業大学校で生産・飼育された若雌1頭が出品され、出品牛と取り組み発表に対する総合的な審査を行います。

この区では、和牛生産・飼育を学ぶ学生の意欲向上を図るとともに、学生による和牛の魅力の発信を通じ、将来にわたり和牛生産に取り組む人材の育成・確保を目指します。

2. 共進会規則

第12回全国和牛能力共進会規則

第1章 総則

(会名・目的)

第1条 この共進会は、第12回全国和牛能力共進会（以下、「共進会」という。）と言い、わが国固有の肉用種である和牛の経済能力の向上、斉一化を推進するとともに、一層の生産性の向上と生産・改良基盤の強化を図り、和牛の魅力を広く発信することにより、安定した和牛経営の実現に資することを目的とする。

(主催・会期)

第2条 この共進会は、公益社団法人全国和牛登録協会（以下、「協会」という。）が主催する。その期間は、令和3年6月__日から令和4年10月10日までとし、会期を分けて、第1期及び第2期とする。第1期は令和3年6月__日から令和4年10月5日までとし、現地審査を実施する。第2期は令和4年10月6日から同月10日までの5日間とし、鹿児島県霧島市牧園町（種牛）と南九州市知覧町（肉牛）において、集合比較審査を行う。

(事務局)

第3条 この共進会の事務局は協会に置き、第2期集合比較審査の期間は、その会場内に置く。

第2章 出品

(出品牛の資格)

第4条 この共進会の出品は、種牛及び肉牛ともに協会会員の所有する黒毛和種、褐毛和種、無角和種で、いずれも協会の登録牛または登記牛とする。

(出品頭数)

第5条 出品申込頭数は、出品条件を備え、かつこの共進会の目的に適うものであれば制限しない。ただし、第2期集合比較審査会場（以下、「鹿児島会場」という。）では種牛265頭、肉牛169頭、特別区25頭とする。

(出品区分)

第6条 出品の区分は、次のとおりとする。また、出品条件は別に定める。

部 出品区	生後月齢※4	生年月日	備考
種牛の部			
第1区(若雄)	15～23ヵ月未満	令和2.11.7～令和3.7.6	
第2区(若雌の1)	14～17ヵ月未満	令和3.5.7～令和3.8.6	
第3区(若雌の2)	17～20ヵ月未満	令和3.2.7～令和3.5.6	
第4区(繁殖雌牛群)	3産以上		
第5区(高等登録群)	14ヵ月以上	令和3.8.6以前	
第6区(総合評価群)			※1
種牛群	17～24ヵ月未満	令和2.10.7～令和3.5.6	
肉牛群	24ヵ月未満	令和2.10.7以降	
肉牛の部			
第7区(脂肪の質評価群)	24ヵ月未満	令和2.10.7以降	※2
第8区(去勢肥育牛)	24ヵ月未満	令和2.10.7以降	※3
高校及び農業大学校の部			
特別区(高校及び農業大学校)	14～20ヵ月未満	令和3.2.7～令和3.8.6	

※1 出品牛の父牛は、平成22年10月1日以降生まれのもの。

※2 出品牛の父牛は、平成17年10月1日以降生まれのもの。

※3 出品牛の父牛は、平成22年10月1日以降生まれのもの。

※4 月齢は鹿児島会場初日(令和4年10月6日)で起算する。

(出品申込)

第7条 参加道府県は、令和元年11月15日までに鹿児島会場への出品希望頭数を協会に申し込む。協会は和牛の現状及び実績などを勘案して上記申込み希望頭数を検討し、関係道府県の鹿児島会場への出品を決定し、令和2年2月10日までに通知する。

第8条 鹿児島会場への出品は、道府県最終予選会において、前条で決定した出品頭数に基づいて各道府県の出品委員(第19条)が選定する。その際、協会審査委員(第19条)が立会する。

第9条 この共進会に参加するものは、第6条に示した各区分に従って、令和4年5月31日までに別に定める様式により出品申込書を協会に提出する。

第10条 前条の出品申込牛の中から道府県最終予選会において選定されたものは、令和4年9月1日までに登録証明書または登記証明書を協会に提出する。

(出品牛の搬出入)

第11条 鹿児島会場への出品牛は、令和4年10月5日までに鹿児島会場へ搬入し、閉会后搬出する。ただし、肉牛の枝肉は審査及び展示・セリ終了後、会長の承認を得て搬出する。

2. 出品牛は許可なく場外へ搬出してはならない。

(健康検査)

第12条 鹿児島会場への出品牛は、別に定める家畜衛生対策要領による検査及び予防注射を受けた健康畜でなければならない。また、搬入の際は健康検査のうえ搬入を認める。

(経費)

第13条 出品に要する費用は、出品者の負担とする。

(出品牛の保全)

第14条 鹿児島会場での出品牛については、協会において可能な限り保護するが、不可抗力による損害については、その責を負わない。

(移動報告)

第15条 この共進会の全会期中を通じ、出品牛の所有者または管理者に移動があったものは、その都度協会に報告する。なお、事情やむを得ないと認めた場合のほかは、別に定める出品条件に規定した時期以後に移動したものは出品できない。

第16条 出品者は、出品牛について鹿児島会場への搬入前、または搬入後に売買契約をすることは差し支えないが、第11条の搬出期日以降でなければ、買い主に引き渡すことはできない。また、出品者は協会の指示に従い、出品の責を果たさなければならない。

第3章 審査及び褒賞

(審査)

第17条 出品牛はすべて審査または調査を行う。審査または調査は、外貌、発育を含めた種牛能力、産肉能力などについて行う。

種牛の外貌審査は、道府県最終予選までは、当該和種種牛審査標準並びに審査要領及び別に定める審査基準に準拠して行う。

また肉牛の審査は、道府県最終予選までは、肉牛審査標準等に準拠して生体調査を行う。

なお、鹿児島会場におけるすべての出品区の審査は、別に定める審査基準により審査する。

第18条 第1期の審査または調査は、出品牛の飼養道府県で行う。なお、第1期での道府県最終予選会は原則として道府県1カ所集合審査とする。

(審査委員・審査顧問・出品委員)

第19条 審査または調査は、共進会審査委員及び各道府県の出品委員が行う。

2. 共進会審査委員は中央審査委員会の推薦により会長が任命または委嘱する。
3. 共進会審査委員は、各道府県の鹿児島会場への出品牛の決定に立会い、鹿児島会場において審査にあたる。
4. 本共進会に審査顧問を置き、会長が委嘱する。

5. 各道府県の出品委員は、道府県、協会支部又は委託団体、農業関係団体の役員のうちから、協会支部長又は委託団体長が推薦し、会長が委嘱する。
6. 出品委員は、審査または調査の開始から道府県最終予選まで関与し、鹿児島会場への出品牛を決定する。この間、道府県の出品委員は、出品牛の飼養管理及び諸調査について適切な指導を行い、出品牛の能力発揮に努める。

(褒賞)

- 第20条 出品牛は審査の結果により、別に定める規程に基づき、優等賞、1等賞、2等賞及び参加記念品を贈呈する。特に優秀なものは農林水産大臣に褒賞の授与を申請し、天皇杯等三賞候補として農林水産祭に推薦する。
- 第21条 鹿児島会場の出品牛に対しては、令和4年10月10日の閉会式において、褒賞の贈呈並びに授与を行う。
- 第22条 出品者は出品牛の審査の辞退、拒否及び再審査を乞うことや、審査の結果に異議を申立てることはできない。また、出品者は褒賞を辞退または拒否できない。なお、不正行為または誤りによって褒賞を受けたことが判明した場合は、その褒賞を取り消す。

第4章 集合比較審査の会場及び参観

(開場・閉場)

- 第23条 鹿児島会場の開場は午前9時、閉場は午後5時とする。ただし、都合によりこれを変更することがある。肉牛については別に定める。

(会場の保全)

- 第24条 前条の時間内は無料で一般の参観に供する。ただし、都合により会場の一部または全部の参観を停止することがある。
- 第25条 この共進会の進行上妨げとなるおそれがあるものは入場を拒絶、または場外に退去させることがある。
- 第26条 何人といえども協会の許可なくして出品牛以外の動物を会場に搬入したり、あるいは物品の販売、頒布をすることはできない。また参観者は特に指示した場合以外は、出品牛に触れることはできない。

第5章 出品に対する負担金

(負担金の納入)

- 第27条 参加道府県は、この共進会に対し負担金を納入する。
- 第28条 前条の負担金は、参加道府県への出品割当頭数に基づき、次の基準による。
- なお、割当頭数確定後に出品辞退が生じた場合でも、負担金の減額は行わない。
- (1) 出品規模別として、出品頭数が5頭以下の場合は35万円、6～10頭の場合は65万円、11～20頭の場合は75万円、21頭以上の場合は95万円とする。
 - (2) 頭数別として、1頭当たり種牛の雄牛は15万円、雌牛（特別区含む）は9万円、肉牛は5万円とする。

(負担金の納入期限)

第29条 負担金の納入期限は、令和4年5月31日とする。

第6章 組織及び事務

(役員等)

第30条 この共進会に総裁を置くことができる。

第31条 鹿児島会場に宮様の御台臨方を申請する。

第32条 この共進会に次の役員を置く。

名誉会長 1名

会長 1名

副会長 4名

総務委員長 1名

総務副委員長 1名

評議員 若干名

第33条 名誉会長には鹿児島県知事を推戴する。

2 会長には協会会長が就任し、この共進会の会務を総理する。

3 副会長は協会副会長、鹿児島県支部長、鹿児島県経済農業協同組合連合会会長及び鹿児島県農政部長とする。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 総務委員長は協会専務理事、総務副委員長は鹿児島県畜産課長とする。総務委員長は、会長の命を受け事務局の企画を司る。総務副委員長は、総務委員長を補佐し、総務委員長に事故あるときはその職務を代理する。

5 評議員は協会理事及び監事とし、この共進会の業務を執行及びその状況を監査する。

第34条 この共進会に顧問及び参与を置き、会長が推挙する。

2 この共進会の執行を円滑にするため、農林水産省、大学及び中央団体から指導委員を委嘱し、共進会全般にわたって指導を得る。

(事務局)

第35条 この共進会に次の職員を置く。

事務局長 1名

事務局次長 2名

事務局員 若干名

獣医師 若干名

第36条 事務局長は協会事務局長、事務局次長は実行委員会事務局長、協会全共担当とする。

2 事務局長は、会長の命を受け事務局員を指揮し、一切の事務を分掌する。事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代理する。

3 事務局員は、協会職員及び鹿児島県の推薦するものとし、会長が任命または委嘱し、総務、業務、審査、広報の事務を分掌する。

4 獣医師は、鹿児島県の推薦により会長が委嘱し、衛生治療に従事する。

第37条 事務局に関する規程は別に定める。

第38条 この共進会に提出する書類は、すべて当該道府県支部または委託団体を経由するものとする。

第39条 なお、組織の発足は会期の第1期初頭とするが、あらかじめ準備組織として機能させることができる。

附 則

第1条 この規則に定めない事項は、会長の決するところによる。

第2条 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

3. 出品条件の詳細

第12回全国和牛能力共進会 出品条件の詳細

I. 第1区～第5区、第6区（種牛のみ）の共通条件

1. 出品者は、本会認定の「改良組合の会員」であること。ただし、出品者が道府県の場合はこれに準ずる。
2. 出品牛は登記牛または登録牛で、すべて自道府県産であり、雌牛にあっては本会認定の改良組合内で生産され、飼育されているもの。また、雄牛にあっては、本会認定の改良組合内で生産されたもの。
3. 出品牛の遺伝的不良形質の取扱については、別に定める「遺伝的不良形質の排除、発現の抑制に係わる規程」に抵触しないもの。

II. 第1区（若雄）

1. 出品は個人、または道府県とする。
2. 出品牛は、道府県の改良方針に基づき、地域における遺伝的多様性の維持・拡大を担う系統から造成された種雄牛候補であること。
3. 出品牛は、系統の特色を有するもので、以下の条件を満たすもの。
 - 1) 雄系の場合、始祖牛は、地域の改良の基礎を造った種雄牛で、昭和60年以前の生まれであるもの。また、出品牛は始祖牛の遺伝子保有確率がゼロでないことが確認できるもの。
 - 2) 雌系の場合、始祖牛は、地域の改良に貢献した雌牛で、昭和60年以前の生まれであるもの。また、出品牛は母系を辿り始祖牛に繋がることが確認できるもの。
4. 出品牛の産肉能力は、次の1) 2) のいずれかを満たすことが望ましい。
 - 1) 両親が育種牛であること。
 - 2) 雄の「育種価資格本原」を有する登記牛、または本原登録牛であること。または、登録取扱方法に定める雄の本原登録の育種価条件を満たしたもの。
5. 出品牛の母牛の繁殖能力は、次の1) 2) のいずれかを満たすこと。
 - 1) 高等登録牛または育種牛であること。
 - 2) 基本または本原登録牛の場合は、次の条件を満たすもの。
 - (1) 初産月齢は28ヵ月齢以内であること。
 - (2) 分娩間隔の育種価または期待育種価が自道府県の平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの。
6. 出品牛は、同一人（道府県）が最終審査出品まで3ヵ月以上続けて管理し、飼育したものを。

Ⅲ. 第2区～第3区 (若雌の1～2・単品)

1. 出品は個人とする。
2. 出品牛の産肉能力は、「育種価資格本原」を有する登記牛、または本原登録牛であることを条件とする。ただし、これ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
3. 出品牛の母牛の繁殖能力は、次の1) 2) のいずれかを満たすことを条件とする。
 - 1) 高等登録牛であること。
 - 2) 基本または本原登録牛の場合は、次の条件を満たすもの。
 - (1) 初産月齢は28ヵ月齢以内であること。
 - (2) 分娩間隔の育種価または期待育種価が自道府県の平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの。
4. 出品牛は、同一人が申し込み時から最終審査出品まで3ヵ月以上続けて所有し、飼育したもの。

Ⅳ. 第4区 (繁殖雌牛群)

1. 出品は、本会認定の改良組合または育種組合または本会支所とし、それぞれの長の名において申し込む。
2. 出品牛は、母系を辿り3代以上(本牛-母-母方祖母)にわたり自道府県内で生産されたものとする。
3. 出品牛は、3産以上し、その繁殖能力は、次の1) 2) のいずれかを満たすことを条件とする。
 - 1) 高等登録牛であること。
 - 2) 基本または本原登録牛の場合は、次の条件を満たすもの。
 - (1) 初産月齢は28ヵ月齢以内であること。
 - (2) 分娩間隔の育種価が自道府県の平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの。
4. 出品牛の産肉能力は、本原登録牛または高等登録牛であることを条件とする。ただし、これ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
5. 出品申し込み時は6頭以内をもって1群とし、最終審査への出品はこのうち3頭をもって1群とする。なお、その3頭の出品牛の母牛及び母方祖母は、異なるものでなければならない。また、この3頭のうち同一人が出品しうる範囲は1頭とする。
6. 出品牛は、すべて当該組合(支所)内において生産飼育され、同一人が申し込み時から最終審査出品まで3ヵ月以上続けて所有し、飼育したもの。
7. 出品牛は、相互の血縁係数が6%以上のもの。

V. 第5区 (高等登録群)

1. 出品は、本会認定の改良組合または本会支所とし、それぞれの長の名において申し込む。なお、出品牛の所有者は1頭ずつ異なってもよい。
2. 出品牛は、直系3代にわたる高等登録の母牛と娘牛及び孫娘牛の計3頭をもって、1群とする。なお、母牛については、自道府県内産で当該改良組合（支所）内において飼育されているものとし、娘牛及び孫娘牛は、当該改良組合（支所）内において生産飼育されているものとする。
3. 出品牛のうち孫娘牛は、登記牛でも登録牛でも差し支えない。
4. 娘牛及び孫娘牛に産歴がある場合には、繁殖能力の条件は、下記の通りとする。
 - 1) 2産以上の産歴がある場合、次の(1)(2)のいずれかを満たすこと。
 - (1) 高等登録牛であること。
 - (2) 基本または本原登録牛の場合は、次の条件を満たすもの。
 - ①初産月齢は28ヵ月齢以内であること。
 - ②分娩間隔の育種価または期待育種価が自道府県の平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの。
 - 2) 初産のみの場合、初産月齢が28ヵ月以内であること。
5. 娘牛及び孫娘牛の産肉能力については、「育種価資格本原」を有する登記牛、本原登録牛、または高等登録牛であることを条件とする。ただし、これ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
なお、孫娘牛において、期待の期待育種価が算出できない場合には、その母牛および父牛が、本原登録牛、高等登録牛または登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たすこと。
6. 出品牛は、同一人が申込時から最終審査出品まで3ヵ月以上続けて所有し、飼育したものの。

VI. 第6区 (総合評価群)

1. 出品は、道府県支部長または委託団体長の名において申し込む。
2. 出品は、同一種雄牛の種牛群（若雌4頭）と肉牛群（去勢肥育3頭）をもって1群とする。なお、この7頭の母牛は異なるものでなければならない。
3. 出品牛の父牛は、平成22年10月1日以降生まれかつ自道府県産であり、道府県の改良方針に基づき計画的に造成されたものであること。
4. 出品牛の母牛は、自道府県産とする。
5. 出品牛の産肉能力は、「育種価資格本原」を有する登記牛、または本原登録牛であることを条件とする。ただし、これ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。なお、肉牛群の育種価条件は、雌牛における条件を適用する。
6. 種牛群は、次の各項に該当すること。
 - 1) 出品単位は本会認定の育種組合または本会支所とする。
 - 2) 出品牛の母牛の繁殖能力は、次の(1)(2)のいずれかを満たすことを条件とする。

- (1) 高等登録牛であること。
 - (2) 基本または本原登録牛の場合は、次の条件を満たすもの。
 - ①初産月齢は28ヵ月齢以内であること。
 - ②分娩間隔の育種価または期待育種価が自道府県の平均以上であるか、分娩間隔が400日以内であるもの。
 - 3) 出品申し込み時は6頭以内をもって1群とし、最終審査への出品はこのうち4頭をもって1群とする。また、この4頭のうち同一人が出品しうる範囲は2頭以内とする。
 - 4) 出品牛は、すべて当該育種組合（支所）内において生産飼育され、同一人が申し込み時から最終審査出品まで3ヵ月以上続けて所有し、飼育したものの。
7. 肉牛群は、次の各項に該当すること。
- 1) 出品は、個人でもグループでも差し支えない。グループによる申し込みは、代表者が行う。
 - 2) 出品申し込み時は、10頭以内をもって1群とし、最終審査への出品はこのうち3頭をもって1群とする。
 - 3) 出品牛は、自道府県産で、最長飼養者が最終審査出品まで続けて10ヵ月以上所有し、飼育したものの。

Ⅶ. 第7区（脂肪の質評価群）

1. 出品は、個人でもグループでも差し支えない。グループによる申し込みは、代表者が行う。
2. 出品牛は、同一種雄牛の産子10頭以内の去勢牛をもって1群とし、最終審査への出品は1群3頭とする。その3頭の出品牛の母牛は異なるものとする。
3. 出品牛は、子牛登記証明書を有し、自道府県産であるもの。
4. 出品牛の父牛は、平成17年10月1日以降生まれであり、道府県の改良方針に基づき計画的に造成されたものであること。
5. 出品牛の父牛は、出品牛を生産しようとする時点（授精時点または移植時点）において、脂肪の質（MUF Aまたはオレイン酸）の育種価または期待育種価が判明していること。なお、脂肪の質の育種価評価は、本会の「プログラム及びデータ公開に関する規程」の下で評価されたもの。
6. 出品牛の父牛の産肉能力は、本原登録牛または高等登録牛であることを条件とする。ただしこれ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
7. 出品牛は、最長飼養者が最終審査出品まで続けて10ヵ月以上所有し、飼育したものの。

Ⅷ. 第8区 (去勢肥育牛)

1. 出品は個人とする。
2. 出品牛は、子牛登記証明書を有し、自道府県産であるもの。なお、最終審査への出品は、1道府県当たり単品2頭以内とし、2頭出品する場合は、母牛は異なるものとする。
3. 出品牛の父牛は、平成22年10月1日以降生まれとし、その産肉能力は、本原登録牛または高等登録牛であることを条件とする。ただしこれ以外で、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
4. 出品牛は、最長飼養者が最終審査出品まで続けて10ヵ月以上所有し、飼育したものの。

Ⅸ. 特別区 (高校及び農業大学校)

1. 出品は日本学校農業クラブ連盟・各都道府県連盟に加盟する高等学校または、道府県が設置する農業者研修教育施設(農業大学校)によるものとする。
2. 高等学校または農業大学校は、本会の会員であること。
3. 出品牛は、登記牛または登録牛で、各道府県の改良方針に基づき出品校で生産・飼育されたものとする。ただし、自道府県内の学校間の連携によって生産されたものはこれに準じる。
なお、その場合でも出品校にて申し込み時から最終審査出品まで3ヵ月以上続けて所有し、飼育していること。
4. 出品校は、別に定める要領により和牛生産・改良にかかわる取り組み内容を記した報告書を本会まで提出すること。また、最終審査において取り組み内容の発表を行うこと。
5. 出品牛の遺伝的不良形質の取扱については、別に定める「遺伝的不良形質の排除、発現の抑制に係わる規程」に抵触しないもの。

X. 補欠牛及び補欠牛群

1. 最終審査会場への出品予定のものに事故などを生じ、その出品ができなかった場合、予定していた当該区の補欠をもってこれに代えることができる。
2. 予定しうる補欠のものは、各道府県の最終審査において当該区の次点となったものの1点に限る。
ただし、第4区(繁殖雌牛群)、第6区(総合評価群)及び第7区(脂肪の質評価群)においては、当該群に属する残りの出品予定牛をもって補充してもよい。この場合の補充牛は、各道府県での最終審査(共進会の最終審査でない)に出品したものに限り。なお、群出品の補欠を個体で補うか次点の群で補うかは、出品各道府県の判断に一任する。
3. 補欠をもって補いきれず予定の出品ができなくなった場合は、その区の出品は認めない。また、その頭数枠を他区へは融通しない。

[付 則]

1. 繁殖能力に関する出品条件について

- 1) 分娩間隔の育種価とは、産次ごとに分娩間隔の記録が追加されることに対応したモデルにより算出された値である。
- 2) 繁殖能力の出品資格の判定については、下記の時点を対象とする。
 - (1) 分娩間隔の育種価条件については、平成31年4月以降、正式申し込みまでの間の育種価評価において、一度条件を満たしたものは、出品条件を満たしたものとする。
 - (2) 出品牛の母牛の分娩間隔（平均分娩間隔）については、出品候補牛が生まれた時点、または正式申し込み時点を対象に算出する。
 - (3) 出品牛が令和3年1月1日の時点で経産の場合は、令和3年1月1日以降から正式申し込みまでに分娩していること。また、出品牛の分娩間隔（平均分娩間隔）は、この期間の最終分娩時点を対象に算出する。
- 3) 繁殖成績における流死産並びに受精卵産子の扱いについては、高等登録の資格条件に準じる。
- 4) 最終審査時における第3区（若雌の2）、第5区（高等登録群）、第6区（総合評価群）の未經産の出品牛の月齢が、17ヵ月を超える場合は、出品牛の報告時に授精証明書または妊娠鑑定書のコピーを添付する。

2. 分娩間隔の育種価の当該道府県の平均値について

第1区～第6区における繁殖能力の育種価の当該道府県の平均値は、当該道府県の雌の現存牛の平均値とする。なお、現存牛とは、評価時点から3年間さかのぼって、その期間に産子を生産しているもので、牛トレーサビリティ制度による牛の個体識別台帳にて現存と確認できるものとする。

3. 産肉能力の育種価条件について

- 1) 産肉能力の育種価条件は、登録取扱方法に定める本原登録資格または高等登録資格条件を満たすもので、次のとおりとする。
 - (1) 登記牛においては、「育種価資格本原」を有するもの。
 - (2) 登録牛においては、本原登録牛または高等登録牛。なお、登録取扱方法に定める本原登録の育種価条件を満たしたものはこれに準ずる。
- 2) 出品条件に係る育種価評価値については、令和元年10月以降、正式申し込みまでの間の産肉能力の育種価評価において、一度条件を満たしたのものについては、出品条件に係る育種価条件を満たしたものとする（令和元年10月時点の直近の評価分を含む）。

育種価評価は道府県単位を原則とするが、道府県内の育種圏等の単位での育種価評価で出品しようとする県は、予め本会と協議して承認を得ること。

4. ETによる産子の出品について

ETによる産子の出品は認める。ただし、卵摘出時のドナーの所有者と管理者、および出品牛が生まれた時点のレシピエントの所有者と管理者が、ともに自道府県内であること。種牛の部の出品牛（ただし6区の肉牛群を除く）にあつては、上記の所有者と管理者が自道府県内の「改良組合の会員」であること。なお、第1区から特別区全体を通じて、複数区に同一母牛によるET産子を出品することはできない。

特別区については、ドナーおよびレシピエントともに所有者と管理者が出品校、あるいは自道府県内の学校であること。

人工授精による産子は、異なる出品区に同一母牛の産子が出品されていても、出品することができる。

5. 同一牛の複数群及び複数区への出品申し込みについて

第4区（繁殖雌牛群）、第6区（総合評価群）、第7区（脂肪の質評価群）の群出品区において、同一牛が同一区内の複数の群に重複して出品申し込みをすることはできない。なお、出品月齢が同じである区（例えば、第3区（若雌の2）と第6区（総合評価群）の種牛群、第6区の肉牛群と第8区（去勢肥育牛）など）への複数申し込みは認めるが、同一牛による最終審査会場での複数区の出品は認めない。

6. 肉牛の部における出品について

第6区～第8区については、原則としてそれぞれの区で異なる種雄牛の出品であること。

また、第8区（去勢肥育牛）について、原則として2頭出品する道府県においては、2頭はそれぞれ異なる出品者であること。

7. 第1区の出品系統調査について

第1区（若雄）の出品牛を造成する系統は、平成14年から出品牛が生産されるまでの間に少なくとも1回以上、育種組合または改良組合等において系統に属する牛の調査がなされたものであること。なお、調査頭数は10頭以上が望ましい。

8. 第1区～第5区、第6区（種牛のみ）の共通条件「3. 出品牛の遺伝的不良形質の取扱」及び特別区「5. 出品牛の遺伝的不良形質の取扱」について

第1区から第3区、第6区の種牛群及び特別区出品牛は、「遺伝的不良形質の排除、発現の抑制に係わる規程」第4条における本原登録の申し込み条件を満たすこと。なお、すでに本原登録牛であるもの及び出品牛が生まれた時点で「遺伝的不良形質の排除、発現の抑制に係わる規程」第4条における本原登録の申し込み条件を満たしているものはこれに準じる。

第4区（繁殖雌牛群）出品牛は、正式申し込み時点で、「遺伝的不良形質の排除、発現の抑制に係わる規程」第4条における高等登録の申し込み条件を満たし

ていること。なお、すでに高等登録牛であるものはこれに準じる。

第5区（高等登録群）出品牛は、母が高等登録牛であれば、娘牛、孫娘牛については、当該条件を満たしたものとする。

9. 群出品の出品単位について

第4区（繁殖雌牛群）、第5区（高等登録群）、第6区（総合評価群）の種牛群において、各出品条件に定める以外の出品単位で出品申し込みをしようとする場合、その規模はおおむね市または郡単位とし、改良組合協議会等、本会認定の育種・改良組織により構成された組織で、普段から育種あるいは改良活動が行われている組織であること。なお、その場合は、あらかじめその規模（和牛の飼育戸数、牛の総頭数）及び組織概要を記した調書を本会に提出し、本会と協議をすること。

10. 第8区の出品頭数について

第7区（脂肪の質評価群）に出品する道府県においては、第8区（去勢肥育牛）への出品頭数を1頭とする。

11. この出品条件の詳細に定めていない事項及び出品条件の詳細に抵触するものを出品希望する場合は、本会と事前協議すること。

4. おもな出品条件

第12回全国和牛能力共進会のおもな出品条件

出品区	第1区	第2～3区	第4区	第5区	第6区	第7区	第8区	特別区
出品条件	若雄	若雌1・2	繁殖雌牛群	高等登録群	総合評価群 肉牛群	脂肪の質評価群	去勢肥育牛	高校及び農業高等学校
生産地 飼養地	自道府県の改良組合内で 生産	自道府県の改良組合内で 生産・飼育	出品組合(支所) 内で生産・飼育	出品組合(支所) 内で生産・飼育 (※)・飼育	出品組合(支所)内で生産・ 飼育	自道府県産		出品校で 生産・飼育
生後月齢 [生年月日]	15～23ヵ月未満 [R02.11.7～03.7.6]	14～17ヵ月未満 [R03.5.7～03.8.6] 3区 17～20ヵ月未満 [R03.2.7～03.5.6]	3産以上の 産歴	14ヵ月以上 孫娘 [R03.8.6以前]	17～24ヵ月未満 [R02.10.7～ 03.5.6]	24ヵ月未満 [R02.10.7以降]	24ヵ月未満 [R02.10.7以降]	14～20ヵ月未満 [R03.2.7～03.8.6]
出品単位	単品	単品	群(3頭) 群(6頭)	群(4頭) 群(6頭)	群(3頭) 群(10頭)	群(3頭) 群(10頭)	単品	単品
申込単位	個人 (道府県)	個人	改良組合・畜種組 合・支所	改良組合・ 支所	個人、 グループ	個人、 グループ	個人	高校及び農業高等学校
産肉能力 条件	いずれかの条件を満たすもの ①両親が育種牛 ②「育種資格本原」の登 記牛、本原登録牛	「育種資格本 原」の登記牛、 本原登録牛	本原登録牛、 高等登録牛	「育種資格本 原」の登記牛、 本原登録牛、 高等登録牛	「育種資格本 原」の登記牛、 本原登録牛	(父牛) 本原登録牛、高等登録牛	なし	なし
繁殖能力 条件	いずれかの条件を満たすもの ①高等登録牛 ②基本・本原登録牛の場合は次の条件を満たすもの ・初産月齢28ヵ月以内 ・分娩間隔の育種価(※)が道府県の平均以上かつ分娩間隔400日以内(※4区以外は期待育種価も可) ③育種牛(※1区のみ)	(本牛の母)	(本牛)	(本牛の母)	なし	なし	H22.10.1以降 生まれ	なし
父牛の 年齢制限	なし	なし	なし	H22.10.1以降生まれ	H22.10.1以降生まれ	H17.10.1以降生まれ	H22.10.1以降 生まれ	なし
授精・妊娠 鑑定証明	なし	5区、6区に同じ		最終審査時に未経産で、月齢が 17ヵ月を超える場合は添付	なし	なし	なし	なし
飼育期間	申込から最終審査まで同一人が3ヵ月以上所有・飼育							
その他	地域における遺伝的多様性の 維持・拡大を担う系統から造 成された種雄牛候補で、系統 の特色を有するもの		・母系を辿り3代以 上自道府県内で生 産されたもの ・相互の血縁係数 6%以上	(※)母は自道 府県内の改良組 合内の生産	父・母とも自道府県産	父牛は、道府県の改 良方針に基づき計画 的に生産されたもの で、脂肪の質の育種 価または期待育種価 が判明しているもの	最終審査まで最長飼養者が10ヵ月以上所有、飼育	和牛生産・改良にか かわる取り組み内容を 報告・最終比較審査 において発表

5. 共進会審査基準

第12回全国和牛能力共進会審査基準

I. 「種牛の部」若雄・若雌の区

[1] 基本方針

1) 審査標準の価値観（審査得点）に基づく序列化を図る。

[2] 審査基準

- 1) 各品種の審査標準によって審査を行い、審査得点に基づく予備的序列を決定する。なお、個体間に差がない場合は、種牛性が優れていると見なされるものを上位とする。
- 2) 発育については発育曲線の平均から上限の範囲にあるものを優先する。これを超えたものは、審査要領による減率加算を適用し、序列に反映させる。ただし、24ヵ月齢未満で $\pm 2\sigma$ を超えたものは、優等賞の中位以下とする。
- 3) 栄養度は原則として4～6の範囲にあるものとする。この範囲を超えたものは、審査要領による減率加算を適用し、優等賞の中位以下とすることを基本にするが、その過肥の程度を考慮し序列を決定する。
- 4) 最終序列の決定は、審査委員の合議によって行うものとする。

II. 「種牛の部」群出品の区（繁殖雌牛群・高等登録群・総合評価群（種牛群））

[1] 基本方針

- 1) 審査標準の価値観（審査得点）に基づく序列化を図る。
- 2) 序列化にあたっては「群」のレベルを第一義的に考慮するが、群内のばらつきを考慮して序列を決定する。

[2] 審査基準

- 1) 各区とも審査標準によって個体の審査を実施する。
- 2) 「群」のレベルを第一義とし、群の斉一性やばらつきを考慮して予備的序列を決定する。なお、上記において「群間」に差がない場合は、種牛性が優れていると見なされる群を上位とする。
- 3) 発育については発育曲線の平均から上限の範囲にあるものを優先する。なお、24ヵ月齢未満で $\pm 2\sigma$ を超えたものおよび24ヵ月齢以上で $\pm 1.5\sigma$ を超えたものを含む「群」については、優等賞の中位以下とすることを基本とするが、その超過の程度を考慮して序列を決定する。
- 4) 栄養度は原則として4～6の範囲にあるものとする。この範囲を超えたものは、審査要領による減率加算を適用し、この範囲を超えたものを含む「群」は、優等賞の中位以下とすることを基本にするが、その過肥の程度を考慮し序列を決定する。
- 5) 最終序列の決定は、審査委員の合議によって行うものとする。

Ⅲ. 「肉牛の部」群出品の区（総合評価群の肉牛群含む）

[1] 基本方針

- 1) 現在の枝肉の価値観を形成している肉量と肉質ともに尊重しつつ、今後の和牛肉に求められる改良の方向性を示す新たな価値観となりうる脂肪の質等の評価を取り入れた基準により、序列化を図る。
- 2) 肉量、肉質、脂肪の質に対し、それぞれを1：1：1の重みで序列化を図る。
- 3) 平均値による序列を第一義とし、群内のばらつきを考慮して序列を決定する。

[2] 審査基準

- 1) 枝肉取引規格に基づく枝肉の評価を実施する。その際に、筋間脂肪の厚さを記録する。
- 2) 予備的な総合序列（以下「予備的序列」）は、肉量については部分肉割合を表す歩留基準値による歩留順位、肉質については肉質得点による肉質順位、脂肪の質については、筋間脂肪を部位とする光ファイバー分光測光法による一価不飽和脂肪酸の予測値（以下、MUF A 予測値）による脂肪の質順位によって決定する。
- 3) 肉質得点は、脂肪交雑（BMS No.）、BCS、肉の光沢、しまり、きめに対して、別に定める「肉質得点数量表」に示す、重み付けした数値の和として算出する。なお、肉質得点を計算する上での重みとして、総合評価群ではBMS No.10～12までを、脂肪の質評価群ではBMS No.8～12までを同値とする。
- 4) 予備的序列の決定方法
 - (1) 予備的序列は、以下の方法で決定する。
 - ①歩留順位、肉質順位、脂肪の質順位の合計により決定し、合計の小さい「群」を上位とする。
 - ②合計が同じ「群」の序列の決定は、肉質順位が上位にあるもの、さらに肉質順位が同列の場合は、脂肪の質順位が上位にあるものとする。
 - (2) 予備的序列に関わる各順位については、以下の方法で決定する。
 - ①対象形質（歩留基準値、肉質得点、MUF A 予測値）について、群を主効果とする分散分析を実施する。
 - ②それぞれの形質について、「群」の多平均値間の差の検定を実施する。
 - ③それぞれの形質について、平均値が大きいものを上位とするが、群平均値間の有意差の無いグループ内では、ばらつきも考慮する。
- 5) 「群」平均枝肉重量が390kgに達しない場合は、優等賞の中位以下とする。
- 6) 「群」平均筋間脂肪が7cmを超え、筋肉の割合が相対的に小さい場合は、序列を下げることもある。
- 7) 瑕疵のある枝肉を含む「群」については、序列を下げることもある。
- 8) ロース芯の一般成分（水分、粗タンパク質、粗脂肪含量）を測定し、これらの値と交雑脂肪の形状も考慮する。
- 9) 最終序列の決定は、審査委員の合議によって行うものとする。

IV. 「肉牛の部」単品の区（去勢肥育牛）

[1] 基本方針

- 1) 現在の枝肉の価値観を形成している肉量と肉質ともに尊重しつつ、今後の和牛肉に求められる改良の方向性を示す新たな価値観となりうる脂肪の質等の評価を取り入れた基準により、序列化を図る。
- 2) 肉量、肉質、脂肪の質に対し、それぞれを1 : 1 : 1の重みで序列化を図る。

[2] 審査基準

- 1) 枝肉取引規格に基づく枝肉の評価を実施する。その際、筋間脂肪の厚さを記録する。
- 2) 予備的序列は、肉量については部分肉割合を表す歩留基準値による歩留順位、肉質については肉質得点による肉質順位、脂肪の質についてはMUF A予測値による脂肪の質順位によって決定する。
- 3) 肉質得点は、脂肪交雑（BMS No.）、BCS、肉の光沢、しまり、きめに対して、別に定める「肉質得点数量表」に示す、重み付けした数値の和として算出する。なお、肉質得点を計算する上での重みとして、BMS No.10~12までを同値とする。
- 4) 予備的序列の決定方法
 - ①歩留順位、肉質順位、脂肪の質順位の合計により決定し、合計の小さい個体を上位とする。
 - ②合計が同じ個体の序列の決定は、肉質順位が上位にあるもの、さらに肉質順位が同列の場合は、脂肪の質順位が上位にあるものとする。
- 5) 枝肉重量が390kgに達しない場合は、優等賞の中位以下とする。
- 6) 筋間脂肪が7cmを超え、筋肉の割合が相対的に小さい場合は、序列を下げることもある。
- 7) 瑕疵のある枝肉については、序列を下げることもある。
- 8) ロース芯の一般成分（水分、粗タンパク質、粗脂肪含量）を測定し、これらの値と交雑脂肪の形状も考慮する。
- 9) 最終序列の決定は、審査委員の合議によって行うものとする。

V. 「総合評価群」

[1] 基本方針

- 1) 和牛の価値観、すなわち種牛性並びに産肉性に優れたものを上位とする序列化を図る。
- 2) 総合評価においては、種牛群と肉牛群の重み付けは対等とする。

[2] 審査基準

- 1) 種牛群は、II. 「種牛の部」群出品の区の審査基準により序列を決定する。
- 2) 肉牛群は、IV. 「肉牛の部」群出品の区の審査基準により序列を決定する。
- 3) 総合評価の予備的序列は、種牛群の序列と肉牛群の序列を合計し、その数値の少ないものから上位とし、合計した数値が同じ場合は、種牛群と肉牛群の序列の差が少ないものを上位とする。
- 4) 最終序列の決定は、審査委員の合議によって行うものとする。

VI. 「高校及び農業大学の部」特別区

[1] 基本方針

- 1) 審査標準の価値観に基づく出品牛の評価と、出品校の取り組み発表の評価を総合して序列化を図る。

[2] 審査基準

- 1) 出品牛の審査は、I. 「種牛の部」若雄・若雌の区の審査基準により序列を決定する。
- 2) 取り組み発表の評価は別に定める評価基準により行う。
- 3) 総合評価の予備的序列は、出品牛の審査序列と出品校の取り組み発表の順位換算の値を合計し、その数値の少ないものから上位とする。合計した数値が同じ場合は、出品牛の審査序列が上位の学校を優先する。
- 4) 最終序列の決定は、審査委員の合議によって行うものとする。

肉質得点数量表

1) 総合評価群および去勢肥育牛

等級 項目	1		2		3		4			5		
No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
基準値	0	0+	1-	1	1+	2-	2	2+	3-	3	4	5
脂肪交雑	-	-1.487	-1.206	-0.859	-0.512	-0.087	0.337	0.762	0.787	0.812		
No.	その他	7	1		2		6	3		4	5	
B C S	-	-	-0.095		-0.015		(-0.015)	0.021		0.014	-0.001	
肉の光沢	-	-0.407	-0.243		-0.078			0.085				
しまり	-	-0.641	-0.376		-0.111			0.154				
きめ	-	0.041	0.074		0.107			0.140				

2) 脂肪の質評価群

等級 項目	1		2		3		4			5		
No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
基準値	0	0+	1-	1	1+	2-	2	2+	3-	3	4	5
脂肪交雑	-	-1.487	-1.206	-0.859	-0.512	-0.087	0.337	0.762				
No.	その他	7	1		2		6	3		4	5	
B C S	-	-	-0.095		-0.015		(-0.015)	0.021		0.014	-0.001	
肉の光沢	-	-0.407	-0.243		-0.078			0.085				
しまり	-	-0.641	-0.376		-0.111			0.154				
きめ	-	0.041	0.074		0.107			0.140				

「高校及び農業大学校の部」 取り組み発表評価基準

取り組み発表の評価は、事前に配布された取り組み報告書の内容を予備評価するとともに、審査当日行われる口頭発表の内容と合わせて、取り組み発表評価基準に基づき、総合的に評価する。

取り組み発表の評価順位は、審査委員の評点を平均し、下表による順位換算を行う。

【 取り組み発表の評価順位換算表 】

審査項目評点	評価	順位換算
40点～50点	A	1
30点～39点	B	3
20点～29点	C	5
10点～19点	D	7
～9点	E	9

【 取り組み発表評価基準 】

項目の内容		配点
審査項目	報告と発表の内容	10点
	報告と発表の内容	10点
	報告と発表の内容	10点
	報告と発表の内容	10点
	発表方法	10点
		合計：50点

6. 出品牛造成スケジュール

第12回全国和牛能力共進会・出品牛造成スケジュール

出品区分 出品月齢	スケジュール			
	2019 12月1月	令和2 (2020) 年 12月1月	令和3 (2021) 年 12月1月	令和4 (2022) 年
第1区 (若雄) 生後15~23ヵ月未満	1/27 授	9/24 精	11/7 分	7/6 娩
第2区 (若雌の1) 生後14~17ヵ月未満	7/26 授精	10/25 授精	5/7 分	8/6 娩
第3区 (若雌の2) 生後17~20ヵ月未満	4/28 授精	7/25 授精	2/7 分	5/6 娩
第4区 (繁殖雌牛群) 別記・3産以上				
第5区 (高等登録群) 別記・生後14ヵ月以上				※ 孫娘牛は8/6以前生まれ
第6区 (総合評価群) 生後17~24ヵ月未満	12/27 授	7/25 精	10/7 分	5/6 ※1) 娩
第7区 (脂肪の質評価群) 生後24ヵ月未満	12/27 授精	10/7 分	10/7 分	※2) 娩
第8区 (去勢肥育牛) 生後24ヵ月未満	12/27 授精	10/7 分	10/7 分	※3) 娩
特別区 (高校及び農業大学校) 生後14~20ヵ月未満		4/28 授精	10/25 授精	2/7 分 8/6 娩

会期 10月6日~10月10日
第十二回全共最終審査・鹿児島会場

道府県最終予選会
 ★出品牛申込期限

注) [授精]の日付は妊娠期間285日で算出
 ※1) 出品牛の父牛は、平成22年10月1日以降生まれのもの。
 ※2) 出品牛の父牛は、平成17年10月1日以降生まれのもの。
 ※3) 出品牛の父牛は、平成22年10月1日以降生まれのもの。

7. 最終比較審査会場各道府県出品割当頭数

第12回全国和牛能力共進会 最終比較審査会場各道府県出品割当頭数

道府県	若雄	若雌		繁殖雌牛群 第4区	高等登録群 第5区	総合評価群		脂肪の質 評価群 第7区	去勢 肥育牛 第8区	高校及び 農業大学 校 特別区	種牛計	肉牛計	特別区計	出品計
		第1区	第2区			第3区	種牛群 第6区							
	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	第6区	第7区	第8区	特別区	種牛計	肉牛計	特別区計	出品計
北海道	2	1	1	1 (3)	1 (3)	1 (4)	1 (3)	1 (3)	1	1	14	7	1	22
青森県	1	1	1	1 (3)	1 (3)	1 (4)	1 (3)	1 (3)	1	1	13	7	1	21
岩手県	1	1	1	1 (3)	1 (3)	1 (4)	1 (3)	1 (3)	1	1	13	7	1	21
宮城県	1	1	1	1 (3)	1 (3)	1 (4)	1 (3)	1 (3)	1	1	13	7	1	21
秋田県	1	1	1			1 (4)	1 (3)	1 (3)	1		7	7		14
山形県	1	1	1	1 (3)				1 (3)		1	6	3	1	10
福島県	1	1	1	1 (3)	1 (3)	1 (4)	1 (3)	1 (3)	1	1	13	7	1	21
茨城県	1	1	1					1 (3)	1		3	4		7
栃木県		1	1	1 (3)					2	1	5	2	1	8
群馬県		1	1	1 (3)	1 (3)				2	1	8	2	1	11
千葉県									2	1		2	1	3
新潟県		1	1						2		2	2		4
富山県									2			2		2
石川県		1							2		1	2		3
福井県									2			2		2
長野県		1	1						2	1	2	2	1	5
岐阜県	1	1	1	1 (3)	1 (3)	1 (4)	1 (3)	1 (3)	1	1	13	7	1	21
静岡県									2			2		2
愛知県		1	1						2	1	2	2	1	5
三重県									2			2		2
滋賀県									2	1		2	1	3
京都府			1						2		1	2		3
兵庫県	1	1	1	1 (3)		1 (4)	1 (3)			1	10	3	1	14
和歌山県		1							2		1	2		3
鳥取県	1	1	1	1 (3)	1 (3)	1 (4)	1 (3)	1 (3)	1	1	13	7	1	21
島根県	1	1	1	1 (3)	1 (3)	1 (4)	1 (3)	1 (3)	1	1	13	7	1	21
岡山県	1	1	1	1 (3)	1 (3)	1 (4)	1 (3)	1 (3)	1	1	13	7	1	21
広島県	1	1	1	1 (3)	1 (3)	1 (4)	1 (3)	1 (3)	1	1	13	7	1	21
山口県		1	1					1 (3)	1	1	2	4	1	7
徳島県									2			2		2
香川県			1						2		1	2		3
愛媛県		1							2		1	2		3
高知県				1 (3)				1 (3)	1		3	4		7
福岡県		1	1						2		2	2		4
佐賀県		1	1						2		2	2		4
長崎県	1	1	1	1 (3)	1 (3)	1 (4)	1 (3)	1 (3)	1	1	13	7	1	21
熊本県	1	1	1	1 (3)	1 (3)			1 (3)	1	1	9	4	1	14
大分県	1	1	1	1 (3)	1 (3)	1 (4)	1 (3)	1 (3)	1	1	13	7	1	21
宮崎県	1	2	2	1 (3)	1 (3)	1 (4)	1 (3)	1 (3)	1	1	15	7	1	23
鹿児島県	2	2	2	1 (3)	1 (3)	1 (4)	1 (3)	1 (3)	1	1	16	7	1	24
沖縄県	1	1	1	1 (3)	1 (3)			1 (3)	1	1	9	4	1	14
合計	22	33	32	21	17	16	16	21	58	25	265	169	25	459
		65		(63)	(51)	(64)	(48)	(63)						